

# 鹿児島大学大学院連合農学研究科運営会議規則

平成16年4月16日

鹿大連規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年4月1日制定)第12条第2項の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科運営会議(以下「研究科運営会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)
- (2) 連合農学研究科副研究科長(以下「副研究科長」という。)
- (3) 専任教員
- (4) 構成大学研究科の研究科長
- (5) 農林水産学研究科副研究科長
- (6) 構成大学研究科から選出された代議委員会委員 各1名
- (7) 事務会議の委員長

(審議事項)

第3条 研究科運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 連合農学研究科の将来構想に関する事項
- (2) その他連合農学研究科の運営に関する重要な事項

(議事及び運営)

第4条 研究科長は、研究科運営会議を必要に応じて招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。

第5条 研究科運営会議は、各構成大学研究科から1名以上の委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上の出席により成立する。

第6条 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員が事故のため会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 研究科長は、必要と認めた者の出席を求め、議案に関し説明させ、又は意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 研究科運営会議の事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究科運営会議の運営に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 19 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。